



通信

みずかみ

〒944-0023
新潟県妙高市大字西条451番地
■発行：水上土地改良区
■TEL：0255-72-4319
■FAX：0255-72-4398
■有線：2-2360
■Mail：info@mizukamidokai.com
■ホームページ
<https://mizukamidokai.com>

年頭挨拶



水上土地改良区
理事長
東條 茂

国営関川用水農業水利事業とは？

事業工期：平成26～令和7年度 受益面積：5,785ha
事業費：163億円（負担金は直接徴収することはありません）

施設機能の監視を行いながら、笹ヶ峰ダム及び幹線用水路の改修を行なうことにより、農業用水の安定供給と施設の維持管理費の軽減を図り、農業生産の維持及び農業経営の安定に資するものです。

水上土地改良区内では、ゲートの更新、安全設備の設置等を行なっていただきました。



▲国営事業完工式

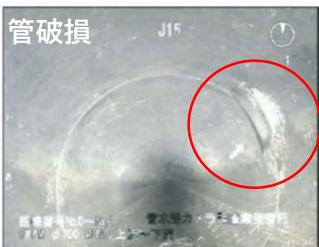


国営事業で整備された設備

米価の値上がりにより、米の収入はよかつたことだと思いますが、今年も生産者米価が高止まりすることは思えず、気を揉む1年となるのではと思っています。さて、平成26年から始まった、国による笹ヶ峰ダムと平場の水利施設の改修がようやく令和7年度で事業完了となります。この事業にかかる受益者負担は、直接皆様から徴収することはありません。

さて、平成26年から始まった、国による笹ヶ峰ダムと平場の水利施設の改修がようやく令和7年度で事業完了となります。この事業にかかる受益者負担は、直接皆様から徴収することはありません。

米価の値上がりにより、米の収入はよかつたことだと思いますが、今年も生産者米価が高止まりすることは思えず、気を揉む1年となるのではと思っています。さて、平成26年から始まった、国による笹ヶ峰ダムと平場の水利施設の改修がようやく令和7年度で事業完了となります。この事業にかかる受益者負担は、直接皆様から徴収することはありません。



▼▲地下管路破損状況



問題山積みの当土地改良区ですが、皆様のご協力とご理解を頂きながら前に進んでいく所存です。最後に、皆様の今後益々の健勝を祈念し、年頭の挨拶とさせて頂きます。

但し、前々から皆様にお知らせしていた「ストマネ事業（地下管路修繕事業）」に関しては、受益となる皆様には特別賦課金をお願いすることになります。事業は今年度から開始となっています。事業完了年度は、県の予算が逼迫しているとの事で、当初の計画である4年から事業年度が伸びる場合があります。



▼理事による笹ヶ峰ダム視察



これとは別の大案件である「笹ヶ峰ダムの堆砂問題」がありますが、先日、当改良区の理事とともに笹ヶ峰ダムの現状を視察してまいりました。引き続き国に対し、堆砂について早期の事業開始を要請してまいります。

それに伴い、県による事業説明を今年の2月頃に予定しています。日時が決定次第、特別賦課金徴収予定者を主な対象者として関係各位に連絡します。

特別賦課金の金額については、現在未定です。令和8年3月の通常総代会には一定の金額提示を考えています。徴収時期は通常賦課金徴収月の6月を避け、代金清算後の10月とする考えを併せて3月の通常総代会で総代の皆様にお諮りする予定です。



▲総代会の様子

水上土地改良区からのお知らせ

ストックマネジメント事業の説明会について

令和7年度から県営基幹水利施設ストックマネジメントという事業が開始しております。県営右岸幹線用水路（通称”かんぱい”）の管路が破損しており、修繕が必要と平成26年度の調査で発覚しました。当該事業は管路の修繕を目的としており、事業主体は新潟県。受益者の方には負担金が発生する事業です。

令和7、8年度は測量試験、実施設計を行う予定で、本格的な工事は令和9年度からの見込みです。

負担金の支払いは令和8年度からを予定しており、金額については令和8年3月の通常総代会で決定されます。

事業の実施に伴い、新潟県の職員による事業説明を令和8年2月頃に予定しております。日時につきましては追って特別賦課金の受益者の方を主な対象者として連絡いたします。

特別賦課金は、令和8年4月1日現在の組合員へ請求することとなります。所有者が土地改良区の組合員の場合で特別賦課金だけは耕作者が支払う、といった場合も、ご連絡をいただかなければ基本的には組合員へ請求することとなりますので、あらかじめ所有者 ⇄ 耕作者間で調整をお願いいたします。

農地の権利移動・組合員の変更は土地改良区へお届けください

- ① 農地を売買したとき
- ② 地目を変更しようとするとき
- ③ 組合員が亡くなった時、組合員を交代したいとき
- ④ 住所、振替口座名義を変更したとき

公共事業の転用にも地区除外申請と決済金の納入が必要です

- ◎ 水上土地改良区管内で公共事業用地（道路、河川等）として、農地を売渡、寄付した場合でも、土地改良法第42条第2項により、地区除外申請と転用決済金の納入が必要です。
- ◎ 公共工事の用地買収契約調印の際は、除外申請、転用決済金等について、事業主体者と充分に協議し、水上土地改良区への申請をお願いします。
- ◎ 地区除外の申請後、転用決済金を納入されるまでは従前どおり賦課されますのでご注意ください。

滞納延滞金は新組合員に継承されます

土地改良区管内の農地を売買する時や組合員資格を交代するとき（相続含む）その農地に延滞賦課金があると、新しくその農地を取得した方に滞納延滞金を支払う義務が生じます。 [土地改良法第42条第1項 権利義務の継承]

農地の売買等の契約をされる際は、トラブルにならないよう当事者間で十分に話し合ってから滞納延滞金の清算をするようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽に土地改良区へご連絡下さい。



冬水の利用について

非かんがい期である冬季間は大字ごとの管理をお願いしております。

水管理については、地元で対応下さいますようお願いいたします。

また、用水路に雪を入れると、水路が雪で詰まり越水する恐れがあるため
絶対に用水路に雪を入れないでください。

今年度は、冬季間の断水は予定しておりません。他地区では、農業用水路の通水はありません。水上土地改良区は客水地区であるため、あくまでも水路の維持保全という名目で冬季間も通水を行っております。冬季間に用水路に水が無いと維持保全にこんなにも影響が出る、ということを再認識いただければ幸いです。



▲ かんぱい用水路の越水状況

第28回臨時総代会（報告）

令和7年8月26日(火)に第28回臨時総代会が開催されました。令和6年度一般会計決算、県営事業の特別賦課金の徴収時期と回数について、慎重審議の上、すべて承認されました。

当日は、議長に西条地区の池田慎一さん、議事録記名人に上新保地区的霜鳥公雄さん、小石原地区的矢崎幸一さんが選任され、書面議決もあわせ30名の総代の皆様からご出席いただきました。



令和7年8月26日 第28回通常総代会出席者34名（うち役員8名、事務局2名）